

ハツ場ダム住民訴訟通信-115

2016年2月3日発行

鬼怒川水害はダムに偏重し、堤防整備を怠った国の責任だ。

鬼怒川上流には川俣ダム、川治ダム、五十里ダムに加えて2012年に湯西川ダムが完成しています。これらのダムが流域住民のためのものであったのか。答えは明らかにNOです。

■鬼怒川治水計画の変遷（洪水基準点：石井 単位：トン/秒）

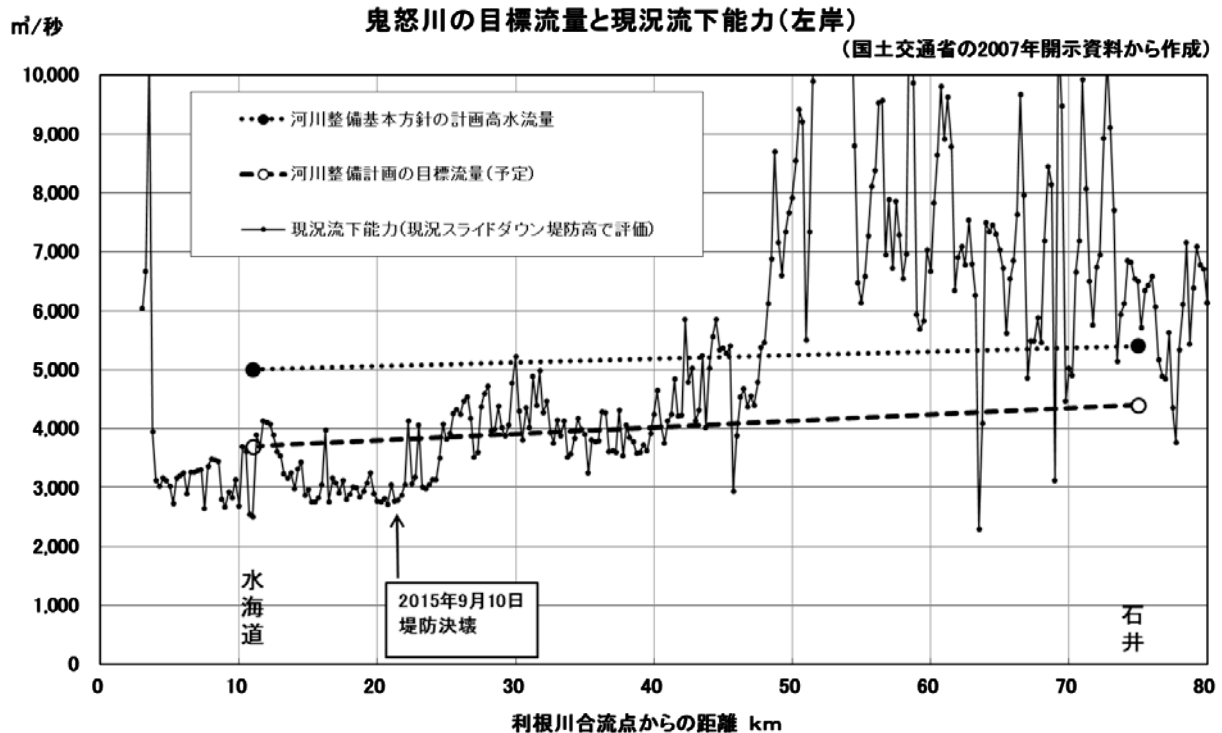
湯西川ダムとの関係	年度	基本高水	ダム調節流量	石井地点流量	水海道地点流量
A ダム計画無し	1973年	8,800	2,600	6,200	5,000
B ダム計画あり	1985年	8,800	2,600	6,200	5,000
C 同上修正	2006年	8,800	3,400	5,400	5,000

1973年計画(A)には湯西川ダムはありません。1985年計画(B)で初めて湯西川ダムは計画に据えられます。この両者の数字がまったく同じということは、湯西川ダムは意味のないダムであることを示しています。

2006年計画(C)は2004年から始まった湯西川ダム裁判でAとBの矛盾を原告から追及されて変更しました。しかし修正したものの下流の水海道地点では5000トンのままです。この小児のウソにも劣る計画が9月洪水の原因であることは明らかです。

危険を承知で堤防整備を放置した無責任。

鬼怒川の特徴は、中流部の栃木県に比べ下流部の茨城県の川幅が極端に狭いことです。下の図は決壊した左岸の上流から下流への流下能力を示したものですが、極端な差が一瞥して



分かります。

2009年8月、嶋津暉之氏は湯西川ダム裁判に次のような意見書を提出しています。

「鬼怒川中流部はほとんどの所ですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は

状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額な河川予算(1840 億円)が投ぜられる湯西川ダムを中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである」。

嶋津氏の意見はすべて国交省のデータによるものです。従って国は嶋津氏が指摘するまでもなく承知していたことは明らかです。

鬼怒川の上中流(栃木県)と下流(茨城県)で何がなされていたのか。

治水負担金を支払いながら傍観した茨城県の責任も免れない。

・鬼怒川の茨城県内の堤防整備率：17.4%　・栃木県内の整備率：62.7%

・茨城県の治水負担金：111 億円。　・栃木県の治水負担金：87 億円。

茨城県の治水負担金の大きさと堤防整備率の低さを見ると眩暈を覚えます。通常ダムは下流域の洪水調節(抑制)のために造られます。湯西川ダムであれば、洪水基準点の石井より下流はダムで抑制された洪水を河道によって流すこととなります。だから堤防が未整備なら築堤あるいは補強し、河床が浅ければ掘削して流域住民の安全を守ることとなります。

茨城県は何をもって多額の治水負担をしたのでしょうか。河川法 63 条は「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第六十条第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる」としています。つまり、茨城県は“著しい利益”があるとして 111 億円もの治水負担をしたはずですが、しかし、堤防整備率の低さと上三坂、若宮戸などの悲惨な現実は茨城県が傍観していたことを示しています。自治体として茨城県は何をしたのか「治水負担金は“国への上納金”ではない」目を覚ませ茨城県。

危険な堤防を放置してダム、スーパー堤防を優先した愚かな治水政策。

鬼怒川の堤防整備を怠っている間、鬼怒川を含めた利根川水系では、利根川上流の八ッ場ダムは本体工事に入り、江戸川の下流部ではスーパー堤防が造られ続けていました。八ッ場ダムの事業費は 4600 億円。スーパー堤防は完成まで数百年を要し、1m 当たり 4000 万円。推定事業費 12 兆円という壮大な無駄遣いです。これらの費用を堤防整備に注いでいたなら、鬼怒川下流部は決壊も越流もなかった可能性は高かったでしょう。

堤防強化は「スーパー堤防しかない」と言い放ち当たり前の堤防強化を怠ったのは誰か

このたびの河川整備計画原案に堤防強化策がようやく出てきました。私たち「利根川流域市民委員会」は幾度となく越流しても決壊しにくい「耐越水堤防」の採用を求めてきました。しかし国はダムに固執し、堤防強化策はスーパー堤防以外はあり得ないと拒んできました。犠牲者が出てはじめて「鬼怒川緊急対策プロジェクト」とは恐れ入るしかありません。しかし、その堤防強化策もこれまでの土盛りを上積みをするに過ぎません。何故なら、堤防決壊の重要ポイントである「浸透」や「洗掘」への対策が不十分だからです。

堤防決壊は川側からの水の浸透や、越流した水が家側の法面を洗い流し底部を洗掘して起こります。今回の強化策は以前よりましとは言え、肝心の家側法面の底部「法尻」の強化を怠っています。これでは「耐越水堤防」とはとても言えません。流域住民の人命・財産を本当に守る気があるのか甚だ疑問です。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768